

姫監公表第2号
令和8年2月10日

姫路市監査委員 三輪 徹
同 芝野 稔
同 白井 義一
同 山口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により標記監査を行つたので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局隨時監査結果報告書

令和7年度 教育委員会事務局定期監査（行政監査を含む。） 結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習課、文化財課

出先(教育)機関 青少年センター、藤ノ木山野外活動センター、姫路科学館、日本城郭研究センター（城郭研究室、城内図書館）、埋蔵文化財センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年9月2日から同年10月15日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 支出関係事務

ア 契約関係事務（文化財課）

契約の締結に当たっては、地方自治法第234条の規定により契約書に記名押印することとされているが、旧藤森家住宅公開及び管理業務委託の契約書において契約相手方の契約印が漏れていた。

契約の締結事務に当たっては、地方自治法その他の関係法令等に基づき適正に執行されたい。

(2) 指定管理協定関係事務（城内図書館）

指定管理者が業務の一部を第三者へ委託する場合、基本協定書及び仕様書に基づき、再委託する業務実施前に再委託先との契約書及び業務仕様書の写しを提出させなければならない。姫路市立図書館飾磨分館等の管理に関する協定において、令和4年度行政監査及び令和5年度定期監査で同様の指摘があったにもかかわらず、契約書及び業務仕様書とともに写しを提出させていなかった。

指定管理協定の締結事務に当たっては、地方自治法その他の関係法令等に基づき適正に執行されたい。